

災害時における物資の供給等 に関する協定

令和2年7月14日

富 士 見 市

株式会社 有村紙工

災害時における物資の供給等に関する協定書

富士見市（以下「甲」という。）と株式会社 有村紙工（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における生活物資の供給等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、風雪水害、大火災等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかにかつ円滑に物資を供給するなどし、以って甲の住民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に必要な物資供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（支援要請）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、物資の品目や数量、緊急避難先とする場所や期間等を個別具体的に明示した文書を以って行うものとする。ただし、緊急の場合でやむをえず文書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（物資の種類）

第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は次のとおりとする。

- （1）段ボール製品（段ボールシート、段ボールケース等）
- （2）段ボール製簡易ベッド
- （3）段ボール製間仕切り
- （4）その他甲が指定するものであって、乙が供給可能な物

（物資の運搬、受渡し）

第5条 乙の甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、原則として甲の費用負担により乙又は乙の指定する者が行うものとする。

ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

2 乙は、物資を甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡すものとし、当該引渡しを以って甲乙間における物資の受渡しの完了とする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が供給したダンボール製品等を設置するために要した経費について負担するものとし、甲が負担する経費の価格については、災害発生直前の市場価格を基

準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(情報交換)

第7条 甲及び乙は、相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して協定解消の申し出がない限り、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

令和2年7月14日

甲 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1
富士見市
富士見市長 星野 光弘（直筆）

乙 埼玉県入間郡三芳町大字上富 844 番地 2
株式会社 有村紙工
代表取締役社長 有村 誠（直筆）